

第 2 号

12月11日（木）

平成26年第4回氷川町議会定例会会議録（第2号）

平成26年12月11日

午前10時00分開議

於 議場

1. 議事日程（第2日目）

日程第1 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 河 口 涼 一	2番 清 田 一 敏
3番 長 尾 憲二郎	4番 上 田 俊 孝
5番 江 寄 悟	6番 三 浦 賢 治
7番 松 田 達 之	8番 片 山 裕 治
9番 米 村 洋	10番 笠 原 良 一
11番 上 田 健 一	12番 永 田 義 昭

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 野 田 俊 明 書 記 河 野 香 織

6. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 藤 本 一 臣	副 町 長 平 逸 郎
教 育 長 太 田 篤 洋	総 務 課 長 陳 野 信 次
企画財政課長 森 田 寿 也	税 務 課 長 岩 本 博 美
町民環境課長 中 島 正	健康福祉課長 山 下 剛
農業振興課長 尾 村 幸 俊	農地整備課長 前 田 昭 雄
建設下水道課長 前 崎 誠	総務振興課長 木 本 栄 一
商工観光課長 西 田 美 子	会 計 管 理 者 濤 岡 美 智 代
学校教育課長 稲 田 和 也	生涯学習課長 沖 村 眞 一
農業委員会事務局長 草 野 信 一	

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（永田義昭君） おはようございます。これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（永田義昭君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。なお、発言者において、項目ごとの質問を終わるときは、その旨を申し出てください。

5番、江寄議員の発言を許します。江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 皆さん、おはようございます。通告に従いまして、一般質問を2項目させていただきます。小さな合併の成果について、ずっと一般質問を続けているところですが、第1次氷川町総合振興計画「火燃ゆるまちの未来の将来像」について、今回は施策の大綱第2項の福祉の未来についてお伺いをしたいと思います。私は、30年の役場職員時代に福祉に関係する部署に就けませんでしたので、福祉部門は少し苦手のところですが、まあ一番議員になって勉強している部門かなというふうに思っているところです。

現在、議会の推薦で、国民健康保険運営協議会の会長をさせていただいていますが、この中に入ってみますと、国民健康保険運営がいかに幅広く、多岐にわたった業務が存在し、その運営に職員の方々が日夜頑張っておられることを肌で感じているところでございます。

さて、福祉とは何を指すのかな。総合振興計画では、お年寄りや障がい者が1人でも安心して暮らせるまちづくりと定義されております。しかし、福祉という言葉が大辞林により検索しますと、福祉とは幸福、幸せの意味と書いてあります。これは社会構成員に等しくもたらされるべき幸福、それが福祉だそうです。また、公的配慮によって、公共的な配慮によって、社会の構成員が等しく受けることができる安定した生活環境というふうにも書いてあります。私たちは、福祉対象者を社会の弱者、とりわけ高齢者や子ども、障がい者、生活困窮者などを想定していますが、これは、厚生労働省でいう福祉とわかりました。そのことを踏まえながら、福祉の未来4項目についてご質問をさせていただきます。

総合振興計画で大項目に挙げてあります（ア）お年寄りや障がい者を地域で支える仕組みの充実についての成果、この10年間、どのような成果が出てるんでしょうか。誰もが生き甲斐を持って暮らせる環境の充実についての取り組みの成果はどうなんでしょうか。いきいきと暮らすための健康づくりの進捗状況はどうでしょうか。誰もがお互いに人権を尊重し、協調して支え合う社会づくりができています

ようか。この4項目について、現在の氷川町の進捗をお伺いしたいなというふうに思います。

2項目目に、合併後の財政状況についてを取り上げてみました。11月18日の熊本日日新聞で、特集が組まれておりました。大見出しに、「平成の大合併、耐える姿浮き彫り」と書かれ、交付税の減額による大幅な財源不足が懸念されるのに対して、各市町村長の評価も紹介されていました。もちろん藤本一臣氷川町長のコメントも載っていました。

そこで、これまでの取組及び今後の対応について、次の3点について、ご質問いたします。合併後の歳入は、どのような推移になっていますか。交付税特例終了後の減額にどのような対応を考えておられるのでしょうか。このような財政状況の中で、今後大型予算を必要とする歳出は、どのような事業が想定されるのでしょうか。以上3項目について、誠意あるご答弁をお願いしたいと思いますが、簡潔に結構です。

○議長（永田義昭君） 江崎議員の質問事項が2項目ありますので、1項目ずつ行います。

質問事項1、小さな合併の成果についての（ア）から（エ）までの答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） ご質問の1、小さな合併の成果について（第5弾）の（ア）、（イ）、（ウ）につきまして、他課にまたがりませんが、私のほうからお答えさせていただきます。施策の大綱「福祉の未来について」の（ア）のお年寄りや障がい者を地域で支える仕組みの充実についての成果は、とのご質問でございます。急激な高齢化に伴って一人暮らしの高齢者の増加が進むとともに、多くの高齢者がそれぞれ多様な考え方や生き方を持ち、暮らしのニーズもますます多様化してきています。そのような中で、住み慣れた地域で住み続けられるための地域福祉、在宅福祉の推進を図り、地域でのきめ細かい福祉サービスの充実とともに、地域で見守り、支え合っていくための仕組みが重要な課題となっております。

平成24年度に策定しました「高齢者福祉計画」及び「障がい者福祉計画」に基づいて、障がいの有無や性別、年齢等に関わらず、個人が人としての尊厳を持ち、家族や地域の中で、その人らしい自立した生活を営めるよう、各種サービスの充実と住民主体の支え合いの仕組みづくりを目指しております。住み慣れた地域で住み続けられる福祉サービスの充実を図るため、各種事業に取り組んでいます。

食の自立支援事業では、一人暮らし高齢者等に配食サービスを行うことにより、食生活の改善と健康増進を図り、在宅での自立支援に資することを目的として、現在88名の方の利用がされております。

住宅改造助成事業では、在宅の要介護高齢者等がいる世帯を対象に、住宅の改造費を助成して、対象者が在宅での自立促進、寝たきり防止、介護者の負担軽減を図っており、平成25年度は70件の利用がっております。地域で福祉を支えるための組織・人材づくりと活動支援を図るための事業として、地域での福祉活動支援を進めるため、いきいきサロンへの助成を行い、高齢者の引きこもりや身体機能の低下等を防止し、生きがいを支援しており、現在は39地区中31地区で取り組んでいただいております。介護する家庭の支援として、日常生活で常時介護を必要とする寝たきり高齢者や認知症高齢者などを、在宅介護している方に対しまして、介護手当による支援を行っており、平成25年度は6名の方に支援しております。地域の福祉を支え、かつ専門的で高度なサービスを提供する福祉施設の充実を図る事業として、介護保険事業における施設サービスや障害者自立支援法に基づく障がい者施設支援事業に取り組んでおります。

続きまして、(イ)の誰もが生き甲斐を持って暮らせる環境の充実についての取り組み成果は、とのご質問でございます。平成24年頃から団塊の世代が65歳に達することとなり、今後ますます多様な考え方や生き方を持った元気なお年寄りが増えてきます。このような人たちが、自由な選択の中で、それぞれが持つ経験や知識、知恵を生かして活躍し、役割を果たせる場や機会を多様に創出し、生きがいのある第2の人生を過ごすことが求められております。地域の中で、そのような場や機会を創出するとともに、そこに参加しやすい環境を整えることが健康でいきいきと暮らし、地域の活力を生み出す上で重要な課題と考えております。高齢者をはじめ障がい者など、誰もがいきいきと活躍できる仕組みと体制を充実するために、シルバー人材センターの運営費の一部を補助し、高齢者の生きがいを支援しております。高齢者の社会参加の機会を促すため、ふれあい大学を開催しています。この大学では7月から2月にかけて月1回、一般教養や社会常識、趣味、娯楽、健康学習、体育レクリエーションなどの講座を、受講者による運営委員会を組織し、自らが計画し、自主的な運営を行っております。平成26年度は249名の受講者があっており、これまでの6回の講座に、延べ704名の方が受講されております。意欲的な学習を行い、知識と想像力を高め、温かい人間関係を構築することにより、閉じこもりを防ぎ、高齢者の方々が地域の中でいきいきと活躍される環境づくりにつながっていると考えております。

続きまして、(ウ)のいきいきと暮らすための健康づくりの進捗状況は、とのご質問でございます。健康維持と現代病予防を目的に健康増進法が平成14年に施行され、地域でのきめ細かい健康診断に基づく保健指導、予防活動を主眼とした健康づくり活動の推進が求められている中、自分の健康は自分で守るという町民一人ひ

りの健康づくりへの意識の向上を図っていくとともに、健診後の適切な指導や地域での健康活動の推進や生涯スポーツ活動の推進を図っています。

生涯を通じた適切な健康診断受診体制を充実させる事業として、1歳半、3歳児、5歳児等の乳幼児健診や妊婦健診、生活習慣病を予防し、がんの早期発見、早期治療へつなぐ住民健診を行っており、特定健診については、受診率38.9%で、少しずつではありますが伸びてきております。

予防活動を重視した健康推進活動では、各種健診の受診者に対して、事後指導を行い、生活習慣の改善や地域全体での健康についての意識の高揚を図っております。

そのほか、乳幼児を対象とした歯科保健事業や、重症化予防のための各種予防接種事業、介護予防のための筋力向上トレーニング事業などに取り組んでおります。

児童の疾病の早期治療を促進し、その健康の保持と健全な育成を図るため、児童医療費助成を行っております。平成22年度からは、助成対象者を中学生までに拡大し、さらに、25年度からは助成方法を償還払いから現物給付にし、医療費に係る医療機関等の窓口自己負担を無料化して、住民の負担を軽減し、早期治療につなげております。

生涯スポーツ活動では、誰もがスポーツによる健康づくりができるように、スポーツへの参加機会を進めています。体育協会では、陸上競技部や軟式野球部など24の競技部を置き、選手の育成強化や指導者育成を行っております。また、年間に3回実施します町民体育祭は、老若男女こぞってのスポーツの祭典として健康増進、明るく豊かな町民生活の進展に寄与しているものと考えております。平成23年2月に総合型地域スポーツクラブ「ひかわスポーツクラブ」が発足しました。子どもから高齢者まで「誰でも・いつでも・どこでも・いつまでも」気軽にスポーツ活動に参加できる環境を目指し、現在153名の会員が14種目のクラブ活動を行っております。また各地区でのスポーツ活動を支援するため、競技方法やルール説明、体育施設の使用料と照明料を無料としております。スポーツを通じた健康づくり、仲間づくり、地域づくりが、だんだんと着実に進んできています。

○議長（永田義昭君） 総務課長。

○総務課長（陳野信次君） それでは、私のほうから（エ）の部分につきましてお答えさせていただきます。すべての人が生まれながらに持っている、人間らしく幸せに生きていくための基本的権利が人権であり、すべての町民が、正しく人権問題を理解するため、「人権啓発推進協議会」を組織し、人権啓発・教育活動を進めております。協議会に「行政」「社会教育」「福祉」「学校・就学前」の4つの部会を設け、全町民を網羅する組織体制をとっております。また教育委員会に人権教育指導員を配置し、人権教育の精神の涵養を図るため、研修会や講座等の企画、人権教育

啓発推進上の成果と課題の把握や情報の伝達などを行っております。

推進協議会の活動の原点は、氷川町及び八代市で構成する「八代地域人権教育のための推進会議」が、平成12年に策定しました「人権教育推進に係る八代地域行動計画」であり、八代地域が一体となって推進しているところです。人権作品募集や人権啓発集会を実施しておりますが、他団体が開催する研究集会や学習会などへ職員や関係団体等の方々が参加したり、学校においてはレポート研修会、授業研究会、講演会などを開催し、人権同和教育学習に対する関係者の基礎的認識は高まりつつあると考えております。本町は平成18年6月20日に、「人権尊重都市」を宣言しました。一人ひとりの人権が尊重された差別のない明るいまちづくりを目指して、正しい人権意識の高揚に努めることが謳われております。今後は、町民の方々が人権意識を高める機会を増やす必要があると考えております。

また、地域の男女共同参画に対する行政の果たす役割は重要であり、本町でも、平成23年に「男女共同参画推進計画」を策定し、施策の実施と管理などの協議機関としての懇話会等を設置しております。しかし、男女共同参画社会づくりに、なかなか有効的な推進ができていない状況にあり、広域的な連携と協力が必要ということから、県が主体となって、平成24年に設置された「八代・芦北地域連絡会」に参加して、地域に根ざした施策の推進を図ることとし、情報交換や連絡調整を行っております。本町では、懇話会からの要請を受け、平成24年2月13日に女性議会を開催し、教育問題や児童福祉などに関する提案や意見をいただきました。今後も女性の視点からのご意見やご要望などをいただきながら、政策や方針決定に参画していただく仕組みづくりを進めていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） はい、議長。今回の福祉につきまして、施策、色々組まれてる中で、現在、本町で行われてる事業についてご説明をいただきました。おおむねこの計画の中にありますものがほとんど網羅されているかなと思います。基本的に、今健康福祉課長が話された、この福祉についての現状と課題というのは、この計画に書いてあるとおりで、そここのところを読まれたんですが、多分これはこれから先も続いていくことじゃないかと。しかも、先ほどありました団塊の世代が後期高齢者に入って行く中で、もっともっと重要な位置を占めてくるのかなというふうに思います。私は、冒頭言いましたように、福祉に関しては、随分と素人だったので勉強いたしました。かつ私の人生最後の仕事として、現在、高齢者の皆さんとお付き合いをさせていただいております。そういう中で、体験の中から少しこの総合振興計画の中の福祉による件について、ご質問をさせていただきます。

まず、(ア)なんですけども、今、食の自立支援、それから住宅改造、いきいきサロン、在宅介護手当、これらのそれぞれの項目についてご説明があったところです。本当にこの在宅で高齢者の皆さんを、また一人暮らしの高齢者の皆さんも、随分と喜んでおられる施策だというふうに思います。ですから、是非このこれらの事業については継続して、しかも幅広く対象者を広げる形で事業を進めていただきたい。在宅でやるというのが一番の、私は本人さんたちの気持ちじゃないか。ただ、1人で生きていく、それが困難になっていく自分が分かってきたときに、その手助けをしてやる。その手助けをする人たちに、私は今出会っています。ここの社会福祉協議会でやっておられます地域包括支援センターの職員の皆様たち、この方たちは本当に我が身を粉にして、一人暮らしの高齢者の方、老老介護の方を日夜回って、その対応をされておられます。高齢者の皆さんは、これは個人的見解ですけども、だんだんと子どもに返っていかれる気がします。だんだんとわがままになってこられる。自分の経験の中から知っておられることが、わがままな形で出てくる。そういうふうなのをその地域包括支援センターの方々は、本当に心を込めて対応されているなというふうに思います。そういう意味で、ここの地域密着型の地域包括支援センター、ここに内容が書いてあります。独居高齢者及び高齢者のみ世帯を対象にした相談援助業務を進める。これから先、高齢者が増えていくにあたって、この地域包括支援センターを規模を拡大する。本当にその介護福祉士あたりの専門的な皆さんを増やしていったら、安心してこの氷川町に住める。そういうふうな地域包括支援センター、本当に今の職員さんたち忙しいんです。もっと、一人ひとりをケアできるような時間的な余裕を与えてほしいなというふうに思います。そういう意味で、ここの支援センターの規模拡大をしていただけないだろうか。する気持ちがあるのか、ないのか。私はすべきと思いますが、そのところを、この(ア)については1項目だけどうしても聞きたい項目ですので、よろしくお願いします。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 今回もまたご質問いただいております。大変ありがたいことだろうと思っております。それぞれ私たちが今行っていることを、自らまたですね、見直すといういい機会を与えていただいております、大変ありがたく思っております。

その上で、ただいま、地域包括支援センターの拡大につきましてのお話がありました。私もこれから先、その果たす役割はますます大きくなっていくものというふうに思っております。今、支援センターは、社会福祉協議会ですね、一つのセクションとして動いております。そうなりますと、やはり社会福祉協議会全体の組織の見直しも併せて行っていきまないと、包括支援センターだけの見直しでは済ま

ない部分もございます。そういった意味では、やはり今いろんなサービスを社協と、それから民間の福祉施設、共通して行っております。やはりもうそろそろ仕分けをするときに来てるのかなというふうに思っております、民間の施設でできること、やはり民間のサービスセンターでできることは、民間の皆さん方にお任せする。社会福祉協議会として、本来あるべき仕事は何なのかというのをですね、1回見つけていこうという、今議論を行っているところであります、その中で、ただいまの包括支援センターにつきましてのですね、これからの果たす役割を十分踏まえた上で、その拡大、あるいは充実につきましてですね、しっかりと協議をし、進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 実は、今町長言われましたように、地域包括支援センター、八代市ではですね、ほとんどその施設の中に入ってしまって行って、そのエリアの核になる施設のところで包括支援センターをやっている。これは民間に委託するような形でやっておられますので、私は、この小さな合併、小さな合併をしたからこそ、八代市みたいに民間のほうに地域包括支援センターを移さなくても、私は行政として、社会福祉協議会として、この地域包括支援センターをしっかりと。受けておられる高齢者の皆さんは、社会福祉協議会から来られれば役場職員と同じような形、民間じゃない形で、その地域包括支援センターのその専門員さんと対応をされてる。対応してると言ったほうがいいと思います。だから、地域包括支援センターは、私は、八代市みたいに民間サイドに移さなくても、小さな合併をしたからこそ行政で今後も規模拡大して、高齢者の方々を見守っていただきたいというふうに思っております。

先ほど、町長言われました社協ですね、社会福祉協議会が本来あるべき姿、民間との競合されてるところについて、本来あるべき姿を今後検討していかなければいけないと言われました。私も、確かにそういうふうに思います。というのが、社協が立ち上がったときに、厚生労働省からの指示で、各市町村に1カ所社協を作りなさいという指示が出て、その社協の中でデイサービスを組み込んだ。旧竜北町も文化センターでデイサービスをやる。旧宮原町もさくらでデイサービスをやる。それを現在も継続しているという。そのデイサービスは、既に、今民間と非常に競合をしているところです。民間の方たちのデイサービスが随分と増えてきている。そういう中で、高齢者の皆さんは、役場がやるデイサービスのほうが安心できるという認識があります。ただ、それは民間を圧迫しているのかなと。私は、デイサービス事業については、民間のほうを見て、私そのものは全く考えていないんですけども、そのデイサービスのあり方、今後どうすべきかというのは、もちろん町長が

言われるとおりではないのかなど。社協の本来のあるべき姿を今後見直していく必要があるというふうに思っております。

さて、次の（イ）なんですけれども、誰もが生き甲斐を持って暮らせる環境の充実についてということで、健康福祉課長のほうから、シルバー人材センターとふれあい大学をご提示いただいたところです。この誰もが生き甲斐を持って暮らせる環境ということで行きますと、私は、シルバー人材センターとかふれあい大学、これも非常に重要な事業だと思いますけれども、3番目の2の3ですかね、のユニバーサルデザインによる人に優しい環境づくり、ここは担当総務になっていますけれども、全課に関わるこのユニバーサルデザインを、今後どう進めていくのか、今までどういうふうに取り組んでこられたのか。旧宮原町時代に、だったと思います。随分このユニバーサルデザインという言葉が流行りまして、皆さんが取り組み、しかも旧宮原の場合には、各宮原の入口に看板を立ててみたり、いろいろなこのユニバーサルデザインという名目のもとに県のほうからの補助事業をもらいながらやってきたという、今思い出せばそういうことですが、これから先、子どもにも、高齢者にも、障がい者の皆さんの方にも、この氷川町で住み続ける、住みやすいまちづくりをするためには、ユニバーサルデザインをもっと表に出してきて、建設事業にしても、それから公益的な施設を造るに当たっても、最近では学校でも洋式のトイレを入れたっていうぐらいのもんですから、このようなユニバーサルデザイン、もっと表に出してその事業をしていただきたいなというふうに思いますが、そのこのところをよろしければご答弁いただければと思います。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） まさにご指摘のとおりでございまして、このユニバーサルデザインという言葉が出だして、もう久しいわけですが、もうその意味は議員ご承知のとおりでございまして、みんなが誰でもですね、暮らしよい、暮らしやすい、そういった環境を作ろうということでございます。そういった中で、氷川町としてもそれぞれの施設、あるいは道路整備につきましても、その視点でこれまでやってきたところでございます。その一つというのがですね、例の、まさに住宅リフォーム事業の創設もそういった視点もあるわけですが、それは、個々の家で住みやすい環境を作るためのリフォームが必要というところにはご支援をしましょうという部分でございまして、いわゆる公的施設につきましても、当然そういった視点でこれからも整備を進めていきますし、今、まだまだ足りない部分がたくさんあると思っております。道路一つとりましても、歩道がついておりませんし、段差がございまして。そういったものをすべて解消するにはなかなか時間がかかるんでしょうけれども、今後、道路整備、その他進めていく中でも、あるいは施設整備をす

る、進めていく中でもですね、そういった視点でもですね、そういった視点で常に整備を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） そういう方向で、是非進めてもらいたいと思います。新規事業、または改築事業等が出たときに、いの一番にそこのところを担当課長にご質問をさせていただきたい。そのユニバーサルデザインに則って事業をやっておられますかということをご質問させていただきたいと思います。

次に、いきいきと暮らすための健康づくりの進捗状況について、健診、体育協会、スポーツクラブ等、いろいろ幅広く事業をなされておられます。そういう中で、高齢者の方たちがですね、こういう話をされておられます。「いろいろ悩みごと、相談ごと、心配ごと、自分のこれからのことを相談する行政の場所というのはどこになりますか」。役場には、総合窓口がありません。ですから、どこに行けばいいのか。例えば、健康福祉課に言ったら、「いや、それは自分の財産を、農地をどうするかだったら農業委員会に行きなさいよ」とかですね。それから、自分の子どもとの対話の中で心配ごとがあるとか、そういうものを、高齢者に限らず、一般の方たちも以外とそういうものについては、法的なものについては疎いというか、わからないところが多いわけですね。今、法律相談がなされています。それから行政相談がなされています。法律相談、行政相談がなされていますけれども、高齢者の方にとってみたら身近でないんですね。ちょっと行って、こういうことはどうすればいいんでしょうかというものを対応できるような、そういうふうな、健康に関してもですね、自分の生活に関しても。いきいきと暮らすためには、そういう心配ごとをなくしてやらなければいけないんじゃないかと思いますが、現在、例えば高齢者の人が「ちょっと心配ごとがあるんですが」というふうにして役場に来たときに、役場はどういうふうな、来たとしたらですね、「ちょっと心配ごとがあるんですが」と言って来た。そのときに、健康福祉課長、余り質問は、この前の今日ですのでできませんが、もし来たときに、その高齢者の人たちにどういふふうに対応するのか、そこのところを、窓口の職員さんですね、窓口の職員さんがどういふふうに対応したほうがいいと思われるかを、ちょっとお伺いします。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） ただいまの心配ごとのご相談があった場合の窓口対応というご質問かと思いますが、当課におみえになった場合で申し上げますと、健康に関することであれば、もちろん専門に保健師がおりますので、まずお伺いをロビー、カウンター、それから相談室というのがありますので、そちらのほうで、プライバシー的なものも当然あるかと思いますが、別室でご相談を受けると。

健康に関してではなくて財産であったりとか、生活に関してのご相談といった場合に、福祉係が同席をしたり、介護保険の担当が同席をしたり、その場に包括というわけにはいきませんが、訪問をして包括と一緒にご自宅に訪問したりというふうな対応を現在取っておるところでございます。

以上です。

○議長（永田義昭君） 江崙議員。

○5番（江崙 悟君） 今、総務課長、総合窓口相談所というのは本町にありますか。

○議長（永田義昭君） 総務課長。

○総務課長（陳野信次君） 相談の窓口を一括して受け付ける総合窓口というのは設けておりません。個別の事業で対応しているというところですよ。

○議長（永田義昭君） 江崙議員。

○5番（江崙 悟君） 町長どうでしょう。総合窓口相談所というところを、町民課でもいいと思います。1カ所設けていただいて、そこから、そこに行けば、どこの課でも呼んで相談ができる、そういうふうなのを作れば、心配ごとがすべて、解消はしないにしても、心の安らぎなるんじゃないかなと思います、そういうプランはお持ちでしょうか。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） まさに、それぞれです。ご心配をお持ちの皆さん方が役場にきてご相談をされるというときへの窓口の話だろうと思っておりますが、私自身の気持ちとしては、役場そのものが総合窓口係だというふうに思っております、どこに行こうか、その内容を聞いて、きちんとですね、すみ分けをして、きちんとそこに一緒になってご相談をするような形を設けられれば一番いいのかなと。一つのセクションを設けて総合窓口という方法もありますが、役場全体がその窓口係の役割を果たしていければなというふうに思いますし、もう一つは、社協のほうでも心配ごと相談、毎月行わせていただいております。それぞれの相談受けておりますし、要は、じゃあ、わざわざ役場とか社協に出向いていかんと相談ができないのかということも、またこれも高齢者の方々にとってはですね、かなり負担がある話でございます。そのために、それぞれの地域に、民生・児童委員の皆様方がいらっしゃるわけございまして、昨日もちょっと総会に参加させていただきましたけれども、これからますますそういった相談が増えてまいりますと、皆様方ですね、お仕事が多分大変になるかと思いますが、是非一番の窓口として受け止めてくださいというお話をしたところございまして、そういった地域でのですね、民生委員さんとしての窓口、役場、社協としての窓口、そのあたりもしっかりとですね、連携を図りながら進めていきたいというふうに思っております。総合窓口があれば一番

いいのかなという思いもいたしますが、少ない人数で、今町も運営を行っておりますので、そういった中で一番ですね、幅広く対応できるような形を考えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 総務課長、という町長の考え方ですので、職員の皆さんが窓口に来られたときには、総合窓口なんだという認識を是非持たせるような、そういうふうな教育の方法をお願いしたいと思います。

それでは、2項目目に移ってください。

○議長（永田義昭君） 次に、質問事項2、合併後の財政状況についての答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） はい。それでは江寄議員より質問がありました合併後の財政状況について、（ア）、（イ）、（ウ）関連性がございますので、一括してお答えいたしたいと思います。

まず、（ア）の合併後の歳入の推移について、お答えいたします。合併後、平成18年度の歳入は53億7,300万円で、多少のデコボコ（凸凹）はありますが、少しずつ増加し、平成21年度での歳入は63億3,700万円、平成24年度では67億5,100万円、平成25年度では73億円の歳入となっている状況でございます。この間、財政調整基金といたしまして、基金の積立てを行ってまいりました。その結果、現時点では24億5,800万円で、その他の基金を合せますと34億3,500万円ほど積立てを行っている状況でございます。

続きまして、（イ）の交付税特例が終了した後、減額にどのような対応を考えているかにつきまして、今合併後10年間は普通交付税に上乗せした合併算定替えによる増加額が維持されますが、その後5年間は段階的に合併算定替えによる増加額の交付を引き下げられ、5年後は算定替えによる交付税を交付されるということですが、先月の11日の新聞記事に交付税の上乗せ分について掲載されていましたが、総務省では期限後も上乗せ額の6割程度を配分する方向で検討を始め、合併算定替えによる増額分の6割程度を確保できるよう新しい算定方法の詳細を年明けに固めるという情報があります。これにつきましては不明ではございます。いずれにいたしましても交付税は減額となります。

これに対する対応といたしましては、合併算定替えによる増加額の交付がある期間内までに財政調整期金の積み増しを検討しているところでございます。応急的なものに過ぎないため、歳出を抑制していくしかないように思われます。財源規模に応じた適正な事業選択が必要となってまいりますので、職員みんなで創意工夫を図り、事務事業の見直しや合理化・効率化を行うとともに、事業に必要な財源確保が

必要となってまいります。現在、政府が進めております「まち・ひと・しごと・創生」（地方が自ら考え、責任を持って取り組む）事業によります財政措置が講じられるよう、積極的に活用するよう努めていきたいと思っています。

最後に（ウ）の今後の大型予算を必要とする歳出は、どのような事業が想定されるかとの質問でございます。現時点では大型の事業で把握しているものにつきましては、農地整備課での事業といたしまして、竜北地区の排水対策事業、農地防災事業、湛水防除事業、それと氷川頭首工改修事業、経営かんがい排水事業、基幹水利施設ストックマネジメントの事業、八代広域行政事務組合での事業といたしまして、氷川分署庁舎建設事業、消防救急無線デジタル整備事業の事業、それから建設下水道課での事業といたしまして、町道道路整備事業、氷川中南線道路改良事業、北川反甫北鹿野線道路整備事業の事業。それから、橋りょう長寿命化事業、公営住宅等の長寿命化事業、それと道路舗装補修事業、橋梁等の点検業務事業及び下水道事業では、宮原処理区の八代北部流域下水道への編入に伴う事業。学校教育課では、氷川中学校プール改築事業、ICT環境整備事業、これらがあると考えられます。

このような事業等が今後実施されるに当たり、先ほど申しましたが、財源確保のため補助事業を探すとともに合併特例債等の有利な起債を使い、また財政調整基金を少しずつ取り崩し、大型事業への対応を行っていきたいと考えております。現時点での当町の財政状況は、良好な状況だと考えております。今後の健全な財政の運営に努めていくため、中長期の財政計画策定に着手しているところでございます。各課へ大型事業の洗い出しを行っている最中でございます。今年度中には策定できるようにと進めていますので、皆様方のご支援、ご指導をお願いいたします。

これで終わりたいと思います。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 町長、よろしければ、この財政状況等について一言お願いします。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 先般のですね、決算の質疑の中でもかなり詳しくお話をされておりました。やはり、町の運営というのは、この財政運営に係っているというふうに思っておりますし、私どもの仕事は予算主義でございます。予算がなければ事業はできません。まずは、その財源をしっかりと確保していくことが、私の一番の仕事だろうというふうに思っております。その上で、今課長が申しあげましたとおり、これまで合併をいたしまして、ある程度、特例の交付金あたりが来ておりました。それを全部使い切ってしまうというわけにはいきませんので、財政調整基金ということで積み増しをしてきたところでございます。合併時、平成17年で財政調整基

金が7億だったと思っております。平成21年、私がバトンタッチを受けましたときに11億の財政調整基金でございました。今、先ほど申し上げましたとおり24億5,000万積み増してきたところでございます。ただ、じゃあ何も仕事をしてきていないのかということになりますと、先ほど歳入の話がございました。これは当然歳出もそれに比例してるわけでございます。それ相応の事業は進めさせてきていただいております。その上で、今後の見通しということで、たくさんのまだ大型事業が計画をされておりますし、やっぴいかなければなりません。そういったときに、やはりその財源の確保に努める。一番いいのは自主財源がどんどん増えていくのが一番よろしいわけでございますが、議員ご承知のとおり、現在の経済情勢の中、私どものいわゆる産業構成を見ますとですね、極端にそれが伸びるということは、なかなか見込めません。ただし、それを少しずつ上げていく努力はしていきますし、その上で、先ほど言いましたような有利な起債、それから、今進められております地方創生法に基づきます「まち・ひと・しごと」、その中でどれくらい私どもの今行っていること、これから行う事業が、その中で取り組めるのかというのがですね、やはり真剣に私ども執行部といたしましてもですね、考えていかなければならないというふうに思っております。従いまして、冒頭、議会の冒頭申し上げましたが、「まち・ひと・しごと推進本部」、もう年明け早々1月5日の課長会議のときには立ち上げたいというふうに思っております。その中で、氷川町に合った総合計画、支援策、その策定を行って、その中で財源を確保に行きたいというふうに思っております。併せまして財政調整基金、積み増してまいりました。やはり必要なときには、それを活用させていただいて大型事業も進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 先日、金子代議士さんのお話を聞いたときに、これからの地方自治体、これからの地方自治体はまち・ひと・しごと創生事業において、どれだけ知恵を出せるか。それによって、各市町村の格差が出てくるんだというふうにお話をされました。ということは、やる気のある市町村には財政的な措置をやりますよと。だから、まち・ひと・しごと創生事業の中で、どれだけこの氷川町で本当に住民に接した事業が提案できるかというところが、これからの、やはり今町長が推進本部をつくってやるぐらいに頑張らなければいけないのかなというふうには思っておるところです。これ、町長1人ではできませんので、是非職員の方のご協力を得ながら、この氷川町民の皆さんのために頑張りたいと思います。

さて、冒頭、あと7分ありますので、冒頭話しました「平成の大合併、耐える姿浮き彫り」というところで、町長のコメントが出ております。また、各市町村の町

村長のコメントがあつて、合併をされた自治体の市町村長さんのコメントと非合併、合併をしなかった町村長さんたちのコメントがあります。最近、高齢者の皆さん、新聞を読まないという話ですので、ここで藤本町長のコメントを読んでおられない方もおられるかもしれませんので読んでみますと、「行政改革による経費節減や合併に伴う財政措置等の有効活用、また財政調整基金の積み増し等により健全な財政運営に努めている」というふうに書いてあります。町長が話されたんだろうと思います。そういう中で、じゃあ、合併した自治体と合併しない自治体、どういうふうに一人当たりの人件費、人口の一人当たりの人件費がなっているのか。合併してもしなくても、財政はどこの市町村も厳しいと町村長さんの方たちは答えております。ですから、合併しようがしまいが、各市町村の一人当たりの人件費は大幅に下がっています。ですから、大幅に下がるということは、それぞれ職員さんの待遇も悪くなっていくだろうし、職員の数も減って、一人当たりの事業量も、仕事量も増えてきているだろう。そういう中で、今言う新しい、まち・ひと・しごと事業が入ってきて、またそれに追加して、各課長さんたちも大変だろうなと思います。

私は、この熊日の特集を読んで、合併しなかった市町村長さんたちが、合併しなくてよかったなという答えが、半分以上そう書いてあります。合併した自治体の市町村長さんたちは、合併してよかったという項目はありません。だから、私は、合併してよかった、2町が合併して小さな市町村、小さな合併を求めて、合併してよかったというまちづくりをしていただきたいために、今まで小さな町の合併の検証を続けているところです。今後、この小さな合併でよかったというそういうふうなまちづくり、ここに住んでよかったというまちづくりをしていただきたいなと思って一般質問を終わります。

4分残しましたので、ほかの議員さんには怒られないと思います。

以上で終わります。

○議長（永田義昭君） 以上で、江寄議員の一般質問を終わります。

これで休憩いたします。

10分間休憩いたしたいと思います。

-----○-----

休憩 午前10時57分

再開 午前11時06分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、河口議員の発言を許します。河口議員。

○1番（河口涼一君） おはようございます。通告に従いまして、1項目質問をいたし

ます。

議員になりまして1年が過ぎまして、2年目に入ったわけですが、1年目に4回、そして今回5回目の質問になりますが、なかなか質問が上達いたしません。この質問力をアップするためには、入念な準備とそして経験、場数、場慣れが必要だと思います。そこで今回も質問をいたすわけですが、つたない質問になりまして、回答者にあられては大変ご迷惑をおかけするかもしれませんけれども、是非そこは温かい目でご覧になって、ご指導とご鞭撻をお願いをいたしたいと思います。

それでは、1項目、宮原まちづくり株式会社の経営状況について、ということでございますが、このことは、この件は9月の定例会において、報告事項第4号にて、宮原まちづくり株式会社の経営報告について、ということでございました。しかし、報告事項については質疑はできない。質疑はないということでありまして、このとき私はいささか不可解な点があり、疑問に思うところがございましたので、今回一般質問において問いただすことにしたものでございます。

言うまでもなく一般質問というのは、町執行機関の行財政全般について、公共事務、団体委任事務、行政の事務、その一切について説明を求め、初心を正すことができる、正すもの、そして政策実現につないでいくものというふうに理解をいたしております。今回も議長の許可を得まして質問できることになりましたので、これから質問に入りたいと思います。

まず、この質問にいたりました背景、理由、考え方ですが、宮原まちづくり株式会社が設立をされまして12期が終わり13期目に入っているところだろうと思います。設立の前に説明会がございまして、大変丁寧な説明をいただいたわけですが、私もその場に当時の地区の役員としまして参席をしたわけですが、その当時に詳しく説明があった内容と現在の経営状況が一致をするものか。さらに、この事業が将来に向かって、住民・町民にとってですね、理解をされ、支持をされ、そして期待をされていく事業であるのか。このことを根底に置きまして、質問をいたしたいと思っております。このことで、このやり取りをちゃんと議事録に残しまして、後日、少々時間がかかりますが、議会の広報誌において町民の皆様に内容を報告・周知し、さらに理解を求めていきたいというふうに思っております。決してこのことが、今回の質問がですね、これまでの経営の責任や事業の遂行について批判をするものではございません。この事業について検証をし、足元を見つめ、前向きに前進していこうという趣旨でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

質問1項目ですが、細目を3つ用意いたしました。まず（ア）として、設立時の事業の目的に沿った運営がなされているのか。これは、そもそもこれまで誰が運営をしてきたのか。第三セクターということでもありますから、半官半民、官の知恵と

民間の活力を生かしながら効果的な経営をしていくということだろうと思います。これまでの事業の目的に沿った運営がなされてきたのかというのが（ア）です。

（イ）として町からの補助金や委託料等に依存していないか。依存し過ぎていないかということですが、9月の議会で報告がありました12期の決算において、町からの管理委託料、それとクリーンセンターの作業請負業で2,380万円ほどの売り上げ、収入を得ております。これは全収入、全売り上げの、全売り上げが2,800万ほどでございますが、85%を占めております。これは、依存していないかということですが、少々もたれ過ぎではないかというふうに思ったものです。資本金が1,000万円です。申すまでもなく株式が200口ございまして、100口を町、あと100口を町民または関係団体が保有をしておると思いますが、この町民の中には役場の関係者もおられるだろうと思いますから、実質的には過半数の株は町とそれから町の関係者が保有をしているというふうに思っております。果たして、この1,000万円に見合う効率的な経営がなされてきたのかということをお尋ねします。

それから（ウ）です。現在、これまで営々として行ってきた事業ですが、これをほかの団体、例えば商工会、観光物産協会、それから別の町が関わっております関係法人あたりと整理統合の考えはないでしょうか。事業で重なり合う部分、そして合理化できる部分があるのではないのでしょうか。このことについてお尋ねをいたしたいと思っております。

○議長（永田義昭君） 河口議員の質問事項、宮原まちづくり株式会社の経営状況についての（ア）から（ウ）までの答弁を求めます。

総務振興課長。

○総務振興課長（木本栄一君） はい。河口議員の一般質問についてお答えいたします。まず、（ア）の設立時の事業目的に沿った運営がなされているかというお尋ねであります。宮原町は、かつて氷川をはじめ周辺町村の広い範囲を対象とする中心的な商業地として栄えてきました。ただ、その周辺市町村の商業機能の強化やモータリゼーションの進展による幹線道路への大型商業施設の立地などによりまして、相対的な地位低下が顕著になってきております。そこで、もう一度町民の暮らしの中心となる拠点性のある中心市街地の再生を図ることを最大の目的としまして、商工会、商業者のみならず、行政、農業者、一般住民の力を結集して実現するよう設立され、事業を行ってきているところでございます。その活性化のためには、町民をはじめ多くの人たちが集まって、賑わい、交流をすることが必要であるかと思っております。その点におきましては、宮原まちづくり株式会社はまちづくり酒屋を拠点といたしまして、毎月どこかの団体をお招きして、展示や体験講座を行ったり、

町内に限らず、多くの人が訪れられております。現在行われております「レザークラフトとものづくりの仲間展」、これには遠いところからは、熊本市の方もいらっしやっております。また、明後日開催いたします「わらしべ市」や、来年2月、3月開催いたします「ひなまつり展」などには、多くの町外からの来客者もありますし、最近では、喫茶コーナーへ常連のようにおいでいただくお客様もいらっしやいますので、交流の拠点として、また、賑わいの創出の点というところにおいては、近年商店の閉店・閉鎖が続いている現状の中で十分ではないかもしれませんが、目的に沿った役割は果たしてきているのではないかと考えております。

来年には、新八火図書館のオープンという活性化や賑わい創出のためには大きなチャンスもありますので、まちづくり酒屋の土日開館を含めた中心市街地の活性化につながるような事業を展開し、宮原まちづくり株式会社の目的達成に向け、氷川町としましても会社の運営を一緒に考えて進めていきたいという所存でございます。

次に、(イ)の町からの補助金や委託料等に依存していないかという質問でございますが、平成15年の設立当初は、まちづくり酒屋の管理委託料、その後指定管理委託料ということになってきておりますが、管理に要する人件費と光熱水費の基本料程度の委託料をいただいております。ただ、経営的には、喫茶や物品販売だけでは非常に厳しく、平成19年から八代生活環境事務組合クリーンセンターの不燃物処理請負業務を行うことができるようになって、やっと収支が好転してきているというのがご質問のと通りの現状でございます。しかしながら、クリーンセンターの請負業務は基礎的な人件費のアップなど少しずつ厳しくはなっております。また、まちづくり酒屋の土日営業ということも考えますと、今後人件費の負担も考えていかなければなりません。収益は、若干落ちてくるものと推察しております。ただ、宮原まちづくり会社は、収益を出資者に配分はいたしておりません。収益を使って、中心市街地の再生・活性化を最大の目的としており、収支がプラスマイナスゼロになっても、その目的を果たすということを一番に考えております。

また、一方の収益の柱でもあります喫茶・物販販売業務につきましては、先ほど述べました新八火図書館の開館に合わせての土日営業、そして商工会・商工業者に、さらには農業者とも連携し、販売の工夫や新商品開発販売による売り上げを伸ばすといったことも考慮していく必要はあるかと思っております。またEM菌発酵液を製造・販売しているエコショップ事業は、環境教育事業、環境教育学習の実践及び環境に優しいEM菌の活用普及という性質上、利益を多く生むものではありませんが、民間ではやりにくい、公共でもやりにくい、そういう事業でもありますので、宮原まちづくり株式会社で、是非継続して行っていただきたい事業でありますので、積極的にメディア媒体も活用してPRをし、他事業との収支のバランスを取っていくよ

う考えているところでございます。

続いて、(ウ)の現在行っている事業の一部を他の団体、法人等との整理統合の考えはないかというお尋ねについてですが、現状ではクリーンセンター請負業務を受託しているということもあり、黒字収益で事業が行われております。ただ、先ほど述べましたとおり、決して楽観できる状況ではありませんで、今後もさらに状況改善を図っていくということは頭に入れておく必要があるかと思っております。その中で、他の団体・法人への整理統合、あるいは事務事業の整理統合は一つの選択肢として、また逆に、ほかの団体や法人の事業を取り組むようなことも含め、取締役会や株主総会での議論として、このような意見が議会の中でもありましたということで伝えていきたいと思っております。ただ、宮原まちづくり株式会社の経営に関することであり、ここで、どうしますという回答は当然できないものと考えておりますが、こういう貴重な意見があったということ、町としても受け止め、伺っておきたいと思っております。

宮原まちづくり株式会社の最大の目的は、中心市街地の活性化や商店街の賑わいの創出でありますので、そのことにつながる選択をしていくことが最善なことであると考えているところであります。

以上でございます。

○議長（永田義昭君） 河口議員。

○1番（河口涼一君） はい。丁寧にお答えをいただきました。実は、その中で(ア)、(イ)、(ウ)、まとめてこちらもさらにお尋ねをいたしますが、先ほど12期を終わって、13期目に入っているということを申しましたけれども、スタートの売り上げが62万3,000円ぐらいからスタートをして、さっきの25年度ですね、12期において2,800万まで売り上げを伸ばしたと。その中で人件費もですね、同じように伸びてくるわけですが、この損益については3年間、初年度は4カ月ですか、53万円ほどの赤字からスタートをして170万、3年目も赤字でしたですね。トータルで230万ぐらいの損失があったと。それが4期目、平成17年度決算からは黒字に転じて1万8,000円の黒字から19年、20年ですか、これはもう150万、130万ほどの利益を生むようになったと。そして12期で49万9,000円、50万ほどですが、トータルで680万ほどの利益が生じ、この利益から損失を引いた分が448万ということで、資本金の1,000万と合せて株主資本が1,450万ということになっているようです。この間、町からの委託料、そして先ほどお話にあった作業の受託ですね、この作業の受託を考えられた方、私は非常に頭のいい経営判断であったろうと思って敬意を表したいというふうに思っております。このことは、八代生活環境事務組合とまちづくり株式会社が契約をす

るわけですが、宮原まちづくり株式会社の社長は藤本一臣さん、こちらの環境事務組合の管理者も藤本一臣さんということで、藤本さんと藤本さんが契約をしたということで、利益相反が生じるのではないかとというふうに私は思いましたもので、実際調べてまいりました。そこでお話も聞いてきましたが、このことで事務組合は、実はコストも下がって、そして地元の方も働かれるということで、総合的に勘案しますと、それは言えないなということで安心はした次第でございます。

何を申し上げたいかと言いますと、ここの作業の受託、請負が生まれたことで、これまで赤字だった分が黒字に転化したと。これがないと、なかったらですね、恐らく黒字はないです。毎年200万円前後のですね、赤字が積まれてまいって、もう今はこの会社ないんですよ。累損でですね、一千数百万ぐらい抱えて。これは資本金・出資金を返せないと、そういう状態になっておったようです。喫茶の売り上げ、先ほど物産の売り上げというふうにご説明ありましたが、実はこれもさしたる利益は生んでないと。その前に、ちょっと話が行ったり来たりしますが、そもそも誰が運営するのかという話になりますと、これは申し上げにくいことを申し上げますが、これは町が主導で、町の職員がプランも作って、経営方針、経営計画、実務的にも実際は町の職員がリードしたのではないのでしょうか。先日、まちづくり酒屋にまいりましてコーヒーを飲んできたところですが、ここに社員が2人おられるということでしたが、女性が2人いらっしゃいました。そして、作業の受託のほうですが7名いらっしゃると。こちらはもう7名は作業請負に専念をされると。社員のお二人が現在ではですね、事務をしながら喫茶の応対もしながら、販売もしながら、朝は8時過ぎぐらいですか、から夕方定時までですね、毎日働いておられると。先ほど、新しい図書館、振興局ができますので、こちらは土日もですね、図書館やるでしょうから、当然そこに開館してあったほうが利便性も増しますし、また町民やですね、周りの方が利用するときにも利用もしやすいということで、土日の開館も考えておられるというお話でしたが、これも申し上げにくいんですが、人件費の推移を見ますと、社員給与でここ数年310万円ぐらいがですね、計上されてあります。これはお二人分ですよ。後ほど、これはお答えいただきたいと思いますが、これを1時間当たりの賃金に引き直してみますと、恐らく最低賃金に少し上乗せされたぐらいかなというふうに私は思ったわけです。それでありながら、事務もやる、計画も作って決算書も作る。そして今度は喫茶のですね、応対もする。中には、物産売り上げの計画とか、仕入れとかですね、こういうのもあるんでしょうし、今度はイベントですね、大きなイベントにあってはですね、そちらの対応もする。いかがでしょうか、現状について。このことについてお答えをお願いします。

○議長（永田義昭君） 総務振興課長。

○総務振興課長（木本栄一君） 今、喫茶のほうの社員2人のほうのお話かと思いますが、お二人、喫茶をお願いしたいということで入ってきて、事務的にはあまりされたことがないというなお話は聞いております。ただ、やはり会社を運営するに当たっては、商工会、行政ももちろん協力して運営していくわけですから、いろんな決算、書類の作り方、会議の進め方、すべてについて関わりながらやっております。すべてを町でするというようなことは、今やっております。一応、書類を作ったり、会議を開いたりすることに関わりながらやっております。確かに、ここしばらく慣れない仕事で苦勞されていらっしゃるかと思いますが、これも何年かされると慣れも出てくるかと思いますが、順調に推移していくのかと思います。それと土曜日、日曜日、新八火図書館に合せて開館を考えております。こちらのほうは2人だけでは、やはり休みも与えなくてははいけませんので、人的にはちょっと無理かと思っております。パートを2人ぐらい、2人、場合によっては3人とか入れて、ローテーションを組みながら休みも当然与えながら運営していかなければならないかというようなことは、もう既に来年の4月から図書館が開館ですので、考えてはいるところでございます。そのあたりにつきましてはですね、当然ながら、最初の回答で言いましたとおり、取締役会なり株主総会あたりもでございますので、十分相談して会社の決定というようなことで進めてはまいりたいというふうに思っております。

○議長（永田義昭君） 河口議員。

○1番（河口涼一君） ここでですね、なかなか回答がしづらいことだろうと思いますが、先ほどですね、社員がお二人いらっしゃると。設立の当初からですね、関わっておられる。この会社の歴史もですね、実態もご存じな方が、何度も申し上げて申し訳ないんですが、低賃金でですね、低賃金に甘んじておられると。今課長からお話がありましたように、そもそも配当をしないということですから、利益を積み上げていって、今資本金をですね、500万円近く450万ですか、オーバーをしてきたんですが、これは積む必要というのは特段私はないんじゃないだろうと思うんです。先ほども言いましたけれども、資本金が1,000万円あるんですけども、この1,000万円について、特段この資本を使わないでもやれる仕事が、今の85%の受委託と作業請負分ですから、1,000万円を有効活用してるかというのと、昨年度で幾らでしたっけ、400万ぐらいの事業でしたっけ。もう半分も必要じゃないと。だから資本金を減らせと言ってるんじゃないですけど、ここで積み上げた分をですね、これから社員の方にもっと誇りを持って働けるようにですね、今一生懸命頑張らせていただいていると思いますので、待遇ももう一度、これは町長は社長でございますので、また検討させていただいてですね、さらに増員をされるということですから、余裕を持ってですね、勤務体系にさせていただいて、是非ストレ

スのない快適な職場にですね、していただきますように、お願いをしたいと思えます。これは、もうこれで終わりたいと思うんですが。

もう一度お話を戻したいんですが、当初の設立の計画、私はその説明会に参加をしたんですが、説明をいただいたときに、私は、それはやめたほうがいいですよと、資本金、すぐ3年ぐらいですね、食いつぶしますからというお話をしたんですよ。何か意見があればということでしたから。それは、そもそもこの会社が何を収益の柱としてですね、事業をしていくのかということをお尋ねしたら、その当時ですね、視察料とかですね、あと2つぐらいありました。ここでは申し上げませんが、ちょっと私のほうからは言いにくいところがありますので申し上げますが、ここらあたりは、そもそも収益に貢献はしていないんじゃないでしょうか。

それと、もう1点ですが、基本方針の中にですね、観光物産協会とか商工会あたりとですね、連携をし、事業展開し、お互いの相乗効果を図るということですが、これはいかがでしょうか。こういう先ほどですね、冒頭にお話があったかと思いますが、どういう面が相乗効果が図れたのか、これからですね、将来に向かって、このことについては、もう少し販売面については、商工会と話を詰める、観光イベント事業にあっては物産協会と整理をすると、そういう必要は私はあるんじゃないだろうかと思いますが、この2点、いかがでしょうか。

○議長（永田義昭君） 総務振興課長。

○総務振興課長（木本栄一君） はい。まず当初の計画であった収益の柱と考えていた事業といいますと、立神峡公園の管理運営事業も入ってたかと思えます。それと、駐車場の共同運営とかという言葉も入っていたかと思えます。両方とも、立神峡につきましては、指定管理ということで、立神峡公園管理組合にずっと委託してきておりました。そういうことで、こちらの事業としては取り組んでおりません。向こう、立神峡管理組合の館長さんとか来ていただいたの相乗効果を狙った事業は当初やっていたというようなお話は聞いております。それと、駐車場の共同利用につきましては、陽だまり広場とか氷川公園のところに共同駐車場をというようなお話があったかと思えます。そちらのほうもですね、買物客への無料開放というようなことで、ここを有料駐車場として活用して収益の一部にというようなお話は立ち消えになっているのかと思えます。その当時、私も職員でおりましたが、ちょっと深くは関わっておりませんが、そういう事業が計画されていたということは、ちょっと資料を見まして確認したところでございます。

それと、物産協会とか商工会、いろんなところでイベントする上ではですね、協力しながら相乗効果が出るようにということで会議とかも図りながら行ってきてはおります。今度の、明後日行います「わらしべ市」もそうですけども、ひなまつり

展あたりに際してもいろんな団体に来ていただいて、開催のための準備会議を開いたり、効果がより出るように、このまちづくり酒屋を中心に事業が展開されているところでございます。

○議長（永田義昭君） 河口議員。

○1番（河口涼一君） これまで課長からご説明をいただきました内容ですが、そもそもこれまでもそうですが、これから進めていただく事業についてもですね、一部の人のためだけの事業であってはならないというふうに、私は思っております。第三セクターであります、経営の自由度は十分担保しながらもですね、できることはできる、できないことはできない。町民に理解をされて支持をされ、さらには期待もされ、住民へのサービス向上が十分これで務まりますよということを念頭に置いていただいておりますね、そして、しつこくなりますが、そこで働いておられる社員の皆さんもですね、誇りを持って働くことのできるような会社に、是非改革をしていただきたいというふうに思っております。最小の投資でもってですね、最大の効果を生むような会社にしていただきたいと、これから事業をですね、取捨選択をしながら、前向きに前進をしていただきたいと。それについては、私たちも一町民としてしっかりご支援をできるところはしてまいりたいというふうに考えております。最後に町長から一言、ご助言いただけないでしょうか。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 私も、会社の社長として会社を預かっておりますので、その経営につきましては責任を感じております。設立当初のことは、私も十分存じませんので、あえてそこには触れてないことといたしますが、まさに、もともと設立の目的が、その地域の地域づくり、中心市街地の活性化と。当時はハード事業は1つございまして、多分これはソフトの面をですね、伸ばしていこうということで作られた会社であろうと。そこにいわゆる収益性を求めるものではない。当然、その内容も収益が上がるような事業は多分なかったと思っております。そういった中で、新たな事業を取り組んだと、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、それは会社を経営していく上では大変重要ないい決断だったなと私も思っております。いろんな取締役会、あるいは総会の中でも少し趣旨が違うんじゃないかというようなご意見もございしますが、会社運営を考えますと、今持っております委託というのはですね、大きなウエートを占めておりますし、そのおかげで健全な運営が図られているところであります。その上で、今後どうしていくのかという話でございしますが、これはもう会社の取締役会、あるいは総会の中で十分論ずべきところでございますけども、先ほどおっしゃいましたとおり、一番最初の当初の目的をいかにして果たしていくのか、そこを一点に見つめていく必要があるのかなというふうに思っておりますし、

その側面で、やはり会社の経営というものはですね、考えていかななくてはなりませんので、赤字にならないように、資本金を取り崩さないようにするにはどうするかということもですね、しっかりと考えていきたいと思っております。私どもの町には幾つかの第三セクターを経営しております。利益を得やすい施設、利益はなかなか得にくい施設、そういったところが多々あるわけですが、やはりその実情に応じたこれからの経営運営というものを目指していきたいというふうに思っております。

○議長（永田義昭君） 河口議員。

○1番（河口涼一君） ただいまの町長、それから社長でございますが、お答えをいただきましたので、私たちもできる範囲でですね、できることで協力をしていただきたいというふうに思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（永田義昭君） 以上で、河口議員の一般質問を終わります。

次に、2番、清田議員の発言を許します。清田議員。

○2番（清田一敏君） 皆さん、こんにちは。ただいまご指名をいただきました2番議員の清田でございます。通告に従いまして3項目の質問をさせていただきます。

1項目目の学校へのIT環境整備への取り組みについてでございますが、去る9月24日の日に、町長、教育長の特別のお計らいをいただきまして、教育委員の皆様、そして議会から議長、議員合せて6名でICT教育の先駆的な取り組みを行っている山江村山田小学校を視察、研修させていただきました。私自身も授業を参観するというのは子どものとき以来で、本当に久しぶりでございました。その当時の授業風景を想像していたわけですが、ICT機器を活用した授業の様子を見学いたしまして、本当に驚きを感じました。と同時に、これからの高度情報社会の中で、氷川町の小中学校にも優先すべきさまざまな課題はあるかもしれませんが、これからの社会を生きていく子どもたちのためにもICT教育に取り組んでいく必要があるのではないかという思いを強くいたしたところでございます。そこで、先ほど江寄議員の2の（ウ）の中の質問にありましたが、財政課長、ちょこっと触れておられましたが、ICT教育を導入する考えはないか。導入するとすれば、どのような形を考えておられるか。メリットとして考えられるものは。予算規模は。これは、まだ確定していなければいけないで結構だと思いますが、大体どれぐらいになるのか。以上4点について、教育長の見解をお聞かせください。

2項目目の子どもの安全についてでございますが、子どもたちが学校生活を送る上では、いろんなリスクがつきものです。例えば、台風、大雨といった気象災害、あるいは部活動中のけがや熱中症、また給食のときの食物アレルギーやインフルエ

ンザ、ノロウイルスなどの感染症等々多岐にわたるものがあります。今日、取り上げさせていただきますAEDにつきましては、ふだん余り注目されることはありませんが、心臓停止状態の人に、救急車が到着するまでの間に心臓マッサージとともに使用するものでありますが、その間の素早い対応が、その後の生存率に大きく関係すると言われております。消防庁の調査では、全国の学校でも毎年100人程度の心停止が発生しているということで、決して起こらないとは言い切れないものがあります。また、登下校中の交通事故や神戸の小学校1年生の生徒が殺害されるというような痛ましい事件も起きております。そして、こういった事件は現在も全国各地であとを絶たない状況にあります。そこでAEDの設置と使用方法について、周知徹底はなされているか。登下校時の防犯対策について課長の答弁をお願いいたします。

3項目目の職員の飲酒運転への対応についてでございますが、もう12月も忘年会真っ盛りとなって、いわゆる年中行事のように定着をいたしてまいりましたが、議会の質問通告の締切りが28日午前中ということで、通告書をギリギリに提出したんですが、そのあと広報誌ひかわが家のほうにも配布されてまいりまして、飲酒運転根絶に関する特集記事が掲載されておりました。これを読みまして、わざわざ飲酒運転、議会質問で取り上げる必要はなかったのかなと思いましたが、そういった町民の模範となるべき立場にあるのが職員でございます。そこで、そういった根絶に向けての取り組みの防止と、それから、もし違反した場合の処分はどのように講じられているかお尋ねをいたします。以上3項目、よろしく願いをいたします。

○議長（永田義昭君） 清田議員の質問事項が3項目ありますので、1項目ずつ行います。

質問事項1、学校へのIT環境整備への取り組みはの（ア）から（エ）までの答弁を求めます。教育長。

○教育長（太田篤洋君） はい。まず、質問をいただきまして、誠にありがとうございます。特に、学校教育の喫緊の大きな課題でありますICT教育についてのご質問ということで、しっかりこのことは受け止めて取り組んでまいりたいというふうに、まずは考えているということを申し上げたいというふうに思います。それでは4項目のご質問がありましたので、順を追って説明をさせていただきます。

まずは、ICT導入に対する考え方についてということでございますが、現在の各学校の現状をお伝えを申し上げて、今後の導入についてお話を申し上げたいと思います。学校のICT環境の整備につきましては、平成21年度に国の補助事業により町内小中学校にデジタルテレビを各教室に1台、それから電子黒板を各学校に1台、全教職員にパソコン1台を配置して活用してもらっている、そういう状況に

あります。今年度、文部科学省は教育のＩＴ化に向けた環境整備４カ年計画というのを立てております。それによりますとＩＣＴを効果的に活用したわかりやすく深まる授業の実現、それから子どもたちの情報活用能力の育成、また校務の情報化の推進を掲げているところです。そこで、本町といたしましてもＩＣＴ導入について、児童生徒の学力向上を目的に、前向きに進めてまいりたいと、そのように考えているところであります。

それから（イ）の導入するとすれば、どのような形になるのかというご質問でございますが、ＩＣＴ導入に向けまして、小中学校の校長の代表、それから情報教育担当者の代表、学校事務の代表、それから八代教育事務所の指導主事を派遣をいただきました。また、そのほかにも町部局の財政当局の方をおいでいただいて、導入の検討委員会を設置して、現在２回ほど導入計画について検討をしているところであります。それから先ほど議員のお話にありました議員各位の皆様方と教育委員の皆様方、副町長もおいでいただいて、山江村の山田小学校を視察をさせていただきました。それからその前に、私、課長と一緒に錦町の本年度からの取り組みの状況を視察をさせていただきました。それらを踏まえまして、まずはＩＣＴ機器の導入に当たりましては、２７年度から、来年度から３カ年の計画を立てて、最終年度の２９年度には電子黒板と実物投影機を各教室に１台、タブレット端末を小学校５、６年生の児童に。それから中学校は全生徒に１台、合せますと、大体现在のペースでいきますと５００台ぐらい必要になってくるのかなというふうに思っておりますが、それを導入できればいいなと考えておるところです。また、指導する教職員のＩＣＴ機器の操作、指導方法の研修も計画的に盛り込んでまいりたいというふうに考えております。

それから、メリットについてでありますけれども、ＩＣＴ、主に電子黒板やタブレット端末を効果的に活用することで学習内容をわかりやすく提示するといえますか、説明するときの提示、そういうこともできますし、また学習への興味・関心を高めるために大変有効であると、そのように思っております。そういうことで調べ学習、あるいは学び合い学習が可能となりまして、児童生徒の学力向上につながる、そういうふうに先進校の実践が報告をされております。さらに、文部科学省の小学校、中学校の全国学力テストの結果がありますが、その結果におきましても、また県内のＩＣＴ活用の研究実践校の高森町、あるいは山江村の学校などにおきましても、国語、それから算数等、全国・県の平均を正答率を上回っております。学力向上の成果が表われているというふうに思っております。ＩＣＴ機器の活用によりまして、氷川町の、本町の児童生徒の学びの場が広がり、学力向上につながるものと、そのように考えているところであります。

それから、最後の予算規模はどのくらいかというご質問でございますが、現在は、いろいろなところを視察させてもらって、本校の児童生徒数等を勘案いたしてみましたところ、町内小中学校5校の整備費用としましては、やはり1億数千万円の整備が必要かと考えられます。多額の整備費用となりますので、今後、財政係ともしっかりと細やかに協議をしながら計画的に進めてまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（永田義昭君） 清田議員。

○2番（清田一敏君） 1の（ア）導入する考えはありますかという中では、前向きに考えたいということでご答弁をいただきました。（イ）の中でですね、先生に対する支援策、要するに、実際に教育を行う場合にはハード面の整備だけでなく、ソフト面の充実が大変重要になってくると考えているところでございますが、先生たちの間にもICT機器をどのように活用すればいいのか、大変心配されている先生方もおられるかと思いますが、先ほど、研修あたりを開催したいという考えが示されたわけでございますが、そのほかに何か支援策は考えておられませんか。また、平成27年から29年、3カ年計画のことも触れられましたが、もう少し具体的に詳しく教えていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（永田義昭君） 教育長。

○教育長（太田篤洋君） はい。それでは、まず3カ年計画の段階的な導入ということについて考えておりますことを、申し上げたいというふうに思います。

まず、1年目につきましては、各学校にすべてランを設置いたしまして、そして電子黒板を各教室にすべて設置できればと思っております。ただ、タブレットの導入につきましては、多い学校で8クラスございますけれども、初年度は1学級分の40台を導入をしたいというふうに思っております。段階的に導入するというところで、まずは情報教育担当者とか、堪能な先生方を先進的にしっかり取り組んでいただいて、それを2年目につなげていくということを考えております。そして2年目につきましては、電子黒板もランも整備しておりますので、タブレットを8クラスあれば4クラス分50%の子どもたちが活用できますように、教科によっても学年によっても違ってまいりますので、その半数のタブレットで活用できればというふうに思っております。それから最後の29年度には、一番最初にお答え申し上げましたように、小学校5年生、6年生の児童全部と、それから中学生の全生徒にタブレットを持たせまして、そして授業づくりができればいいなというふうに思っております。そういうふうにして段階的に、最終的には全部の子どもたちがタブレットを活用した授業ができるというふうなことを考えているところであります。

それから、支援策ですけれども、私と同じで、なかなかパソコンを有効に活用するというのが苦手な先生方も中にはおられるというふうに思いますし、不安がっておられる先生方も確かにいるのではないだろうかというふうに思っております。ですから、また、これについても検討委員会でも検討していかなければならないというふうに思っておりますが、先ほど申し上げましたように、各学校の情報教育の担当者を中心に、各学校で校内研修等で少しずつ段階的に導入していきたいと。5月の教育の総会とかいうところで、ちゃんと説明を申し上げまして、夏休みには、全教職員を集めて研修の場を設けたりと、そして不安をなくす、あるいは、パソコン支援員と言いますかね、そういう職員をできたら1人、町のほうにですね、教育委員会に配置して、その活用についての支援をいただくとか、あるいは指導主事等がですね、可能であれば、県や教育事務所の指導主事も来ていただいて、そしてそれを支えていただく体制を作ってまいりたいというふうに思っております。そして2年目、3年目に広がり深めていって、各学校で、そういう授業で公表できるような段階まで3年目には行けたらいいなというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（永田義昭君） 清田議員。

○2番（清田一敏君） 先生たちの研修に関しましては、指導主事、あるいは支援員等を配置して、また夏休み等で校内研修を実施していきたいということでございます。確かに、こういった方法が一番先生たちが安心される上では有効ではないかというふうに感じておりますし、3カ年計画につきましても、最初は活用していく中で、いろんな不具合とかトラブルが出てくると思います。そういったことを洗い出しながら段階的に、本格的な運用を目指していただければいいのではないかというふうに思っておりますので、よろしくそのところをお願いしておきたいと思っております。

それから（ウ）のメリットにつきましては、先ほど教育長から答弁がございましたが、一番感じたのは、山田小学校でもグループ内の討議、それからグループ間の討議が活発に行われていたということで、お互いの考えや意見の共有、そしてまた比較が活発に行われたという点でございます。これが、私はICT教育をする中で最大のメリットではないかというふうに考えております。こういったメリットを十分生かしながら、また保護者の方々にもなかなか不安もあろうかと思いますが、見に、授業参観あたりを開催いたしまして、そういったメリット面を大いにPRしていただければと思っております。

最後の予算措置につきましては、一応、交付税措置というようなことでございますので、関係各部署連携をしながら予算の獲得に努めていただきたいと思います。その点につきましては、課長、どのように考えておられますか。

○議長（永田義昭君） 学校教育課長。

○学校教育課長（稲田和也君） ICT整備に関しては、多額の費用が必要になります。

この文科省のほうもですね、この4カ年計画の中で、毎年地方交付税措置ということで、それぞれですね、4年間交付する予定でございます。そういったのをですね、活用しながら、計画的に負担が余り発生しないような形で導入していきたいと思えます。

以上です。

○議長（永田義昭君） 清田議員。

○2番（清田一敏君） それでは、最後に、町長から見解を一言お願いいたしたいと思います。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 学校へのICTの導入につきましてのご質問でございました。

教育長、それから担当課長がお答えしましたとおりでございまして、実は、26年度でですね、全学校に導入ということで予算要求はございましたが、機械が先か、子どもたちの教育が先か、いわゆる受入れの態勢が先かというような議論をいたしまして、やっぱり段階的に入れていったほうがいいだろうというような話をさせていただいたところでございます。その上で、今年度から29年度までの4年間で計画を立てて導入をしていくということでございますし、その財源につきましても地方交付税の措置がなされておりますので、有効に活用しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（永田義昭君） 清田議員。

○2番（清田一敏君） ICTは、確かに先ほど教育長からもありましたように、非常に便利な道具でございまして、活用している学校と活用していない学校では学力の差が出ているというようなことは、県の教育委員会の公表の結果からも示されておるところでございます。ただ、ICT機器を活用するためのICT教育になれば何にもならないわけでございますので、アナログのいい点はアナログを、そしてまたICTを活用したほうがいい点はICTを活用しながら、子どもの学力だけじゃなくて、健全な身体、心身の発展に寄与するように、寄与できますように、教育委員会のほうでも是非頑張ってくださいと思います。

これで、1項目目の質問は終わらせていただきたいと思います。

○議長（永田義昭君） それでは、次に質問事項2、子どもの安全についての（ア）から（イ）までの答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（稲田和也君） 清田議員の子どもの安全の質問についてお答えします。

（ア）から（イ）一括してお答えいたします。

まず、(ア)ですが、AEDの設置と使用方法について周知徹底はなされているのかについてお答えいたします。AEDですが、自動体外式除細動器ということでございます。心臓停止に電気ショックを与えて、心臓を正常な状態に戻すための機器で、救命のためであれば、一般の人でも資格や講習なしで使用ができます。町内小中学校には2台ずつAEDがあり、保健室や職員室、体育館などに設置をしております。小学校では、毎年プール開放の前などに、教職員や保護者を対象に消防署員を講師として招き、緊急救命法の講習会の中で、緊急心肺蘇生法とAED操作について研修を行っております。また、中学校では教職員もAEDの操作の研修を受けますが、生徒も保健体育の授業時間に消防署員を講師として招きするなど、体育授業や運動部活動中などの心肺停止の応急手当として、心肺蘇生法と併せてAED操作の学習をしております。AEDは、みんなが毎日目にできるような玄関、廊下、体育館などに置くことが望まれますし、それを教職員だけではなく、中学生でも使えるように日ごろから保健体育の授業などで練習することが必要かと思えます。

(イ)の登下校時の防犯対策についてお答えします。登下校時の防犯対策として、まず、児童生徒と保護者など一緒に通学路の点検と危険箇所の把握を毎年行っております。それを地域安全マップに新たに危険箇所を追加して、児童生徒と保護者が危険箇所の情報を共有しております。児童は集団下校や防犯ブザーを携帯し、学校の一斉メールで保護者への不審者情報を提供したり、保護者、老人クラブ、民生委員等のボランティアの皆様による登下校の見守り活動や青パトによる巡回なども行っております。

また、今年の10月からは、コミュニティ・スクールの取組としまして、毎週月曜日の朝の通学時間帯に道路に出てもらい、子どもたちへの挨拶や見守り運動の取組を、保護者・地域住民の方々に呼びかけをお願いしているところでございます。防犯対策には、行政・学校・家庭・地域社会が連携した取組が一番大切であり、必要かと思われます。今後も児童生徒の安全確保から、防犯対策の充実を図っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長(永田義昭君) 清田議員。

○2番(清田一敏君) 2の(ア)、いわゆる設置場所とそれから使用の周知徹底についてでございますが、使用の周知徹底、つまり講習については、中学校では教職員、生徒等に講習がなされているということで、やはり、こういった緊急事態が発生いたしました場合に、まず一番頼りになるのは身近な先生でありますとか、あるいはクラスの同級生になりはしないかと思うわけでございます。そういったことで、保健体育の時間あたりも活用して講習を行っておられるということで、1年間に1回ということでも、3年間になれば3回ということになります。ひいては、学校内だ

けでなくて家庭に帰った場合、家庭で万が一こういった事態が発生した場合には、やはり子どもの力がためになったというようなことも考えられますので、是非子どもの、それから教職員の先生たちの講習については、続けていただきたいと思っております。ところでございますが、設置場所のほうは、大体お聞きいたしますと屋内のほう为主体となっているわけでございますが、三重大学の調査によりますと、学校内で一番こういった事故が発生する確率が高い場所は、1番目が運動場、2番目がプール、3番目が体育館、以下教室、保健室というような調査が出ております。運動場につきましては、休日とか祭日に社会人も利用されることがありますし、子どもたちも、授業が終わってから部活動あたり利用する頻度が大変多いわけでございますが、屋内だけということになりますと、そういった万が一休日とか事故が発生した場合には、なかなか緊急事態の対応ができないということにもつながりかねはないかと思っておりますが、そのあたりについては何か対策は考えておられますか。考えをお聞かせいただけますか。

○議長（永田義昭君） 学校教育課長。

○学校教育課長（稲田和也君） 今のご質問ですが、校外での、学校での行事あたりになります。プール、運動会とか、屋外での行事はAEDを携帯いたしまして、緊急の場合あたりに備えていただいております。当然、休み、日曜日とか休みのときに、町民の方に運動場とか体育館あたりも解放をいたしておりますし、体育館あたりには、体育館の中にボックスに収納できるような形で緊急の場合、あった場合は、そのボックスから取り出して対応できるような形を取っていきたいと思っております。屋外につきましても、ボックス、いろいろ盗難等もですね、考えられますが、いろいろ考えた上で、屋外あたりにもボックスあたりが設置ができればということで、対応することができるんじゃないかということ考えております。

以上です。

○議長（永田義昭君） 清田議員。

○2番（清田一敏君） いろいろ対応を考えておられることがわかりまして安心をいたしました。これからも危機管理には十分留意されて、緊急の場合は素早い対応ができるようお願いをいたしたいと思っております。

次に、登下校時間の防犯対策でございますが、考えられる範囲内のほとんどの対策は講じておられるということで、あえて質問はございません。ただ、2、3、私なりの要望を申し上げておきたいと思っております。通学路、もうほとんどこれは保護者の方々と学校の方々と検討されて決定をされておりますが、最初は集団で登下校をしていても、最後になりますと集団もバラけて1人で帰るとようなことも考えられます。是非、学校の行事とかがある場合には、1回保護者の方々も実際車を

使わずに、子どもと一緒に登下校をされまして、子どもの通学路の点検をされますように、学校あたりから一つ呼びかけをしてほしいと思います。それから、防犯ブザーの件も、先ほど課長が答弁の中で申されましたが、防犯ブザーの音を、果たして一般の町民の人たちはどれくらい認識されているんだろうかというような思いもございます。できれば、これから各地区では総会等も開催されますが、そういった中で、一つこういった音は、子どもたちが助けを呼んでいるんですよというような、そういった周知徹底のほうもよろしく願いをいたしたいと思います。これは一応要望でございます。

○議長（永田義昭君） いいですね。

○2番（清田一敏君） はい。

○議長（永田義昭君） 次に、質問事項3、職員の飲酒運転への対応についての答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（陳野信次君） はい。それでは3項目目の職員の飲酒運転への対応についてということでお答えさせていただきます。

質問の中で、町民の模範となるべき町職員への対策ということでご発言がありました。それぞれの認識を高めるための啓発が必要ではないかというふうに、一番に考えております。その中で、特別な対策を取っているわけではございませんけれども、公務員にはいろんな職務上の義務を負っております。法令遵守義務等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、あるいは秘密を守る義務などがそうでございますけれども、憲法第99条の憲法尊重擁護義務を公務員は負っております。法令遵守義務が公務員には課せられているということでございます。そのために、私たちは憲法を尊重し、かつ擁護するサービスの宣誓をし、それをしなければ職務を行ってはならないと規定されているところでございます。平成18年におきました福岡市職員の飲酒運転事故により3名の幼き命が奪われたことを、私たちは同じ公務員として心に深く刻み込んでいると思います。今月の課長会議でも、飲酒運転の撲滅を全職員に周知したところですが、基本となるモラルが欠如しないように、職員研修、通達や、日ごろの会話の中で呼びかけをしていきたいというふうに考えております。処分につきましては、「氷川町職員の道路交通法違反についての処分に関する規程」というものを定めております。職員が酒気帯び運転等の禁止違反により、他人を死亡させたときは懲戒免職とし、傷害や物的損害を与えたとき、あるいは検挙されたときには停職処分としております。処分を受けた職員に同乗していた職員もそれぞれの処分に準じて行います。また勤務中に違反し処分を受けたときには、直属の上司も懲戒処分、または戒告処分を行う、という規定といたしております。

以上でございます。

○議長（永田義昭君） 清田議員。

○2番（清田一敏君） 不幸にして違反を起こした場合に、懲戒免職ということで、死亡の場合は懲戒免職ということで規定がなされているということですが、その場合の退職金の支払はどうなっておりますか。

○議長（永田義昭君） 総務課長。

○総務課長（陳野信次君） 懲戒免職による退職金の支給についてはございません。

○議長（永田義昭君） 清田議員。

○2番（清田一敏君） 氷川町では、大変意識の高い職員さんがそろっておられまして、これまで、飲酒運転違反は出ていないというふうに認識をいたしていますが、ほかの自治体、熊本市とか阿蘇市とかでは、飲酒運転による処分をめぐって訴訟まで発展したというような事例がございます。12月2日の熊日の記事を引用させていただきたいと思いますが、酒気帯び運転を理由に男性職員を懲戒免職にした熊本市の処分をめぐる訴訟で、最高裁第二小法廷は、1日までに市の上告を受理しない決定をした。免職を適法とした上で、退職金の支給を命じた二審福岡高裁判決が確定した。これはどういった飲酒運転であったかと申しますと、2012年4月にビールや焼酎を飲んで、寝たあとで車に乗り、酒気帯び運転で摘発されて懲戒免職になった職員が、これを不服として裁判を起こしたものでございます。一審の熊本地裁判断所は、事故は起きておらず、免職は重すぎると処分を違法と判断。しかし、二審は、市民の信頼を失い、免職は社会通念上やむを得ないとし、退職手当については、長年の勤務を無にするほど重大ではないと支給を命じていたという判決でございますが、それぞれ各自治体で処分の内容は違うと思うんですが、ここはかなり酒気帯び運転でも懲戒免職、そして、退職金の支払いはしないという方針で臨んでいたかと思えます。ただ、今申し上げましたように、他の自治体と氷川町を比較するつもりはございませんので、この処分については何もコメントはございませんが、ただ、なぜこういった裁判まで発展するのかというようなことが、どうも私は引かかるわけですが、そこは、総務課長、どのように考えておられますかね。感想があれば一言お願いしたいと思います。

○議長（永田義昭君） 総務課長。

○総務課長（陳野信次君） 感想ということでございますけれども、ただいまの清田議員のほうから、新聞報道の件もご紹介いただいたところでございます。私も、この一般質問をいただきまして、過去の交通違反等の調査を、新聞記事あたりも調査したところでございますけれども、今回の熊本市職員の件につきましては、報道によりますと、ただいまありましたように、一審の熊本地裁のほうでは飲酒運転に酌む

べき事情はないと。事故が起きたわけではなく、市民や社会に直接被害は与えてはいないと。免職という極めて重大な不利益が相当するのは困難で、免職は重すぎると、一審ではそういう判断で、「免職は裁量権を逸脱し、違法」という判決が出されたということで、当然、市側は控訴をしまして、福岡高裁のほうでは、運転せざるを得ない状況ではなかったと。どうしても運転をするべき必要性があったことではないというのを認められております。そういう中で、市が飲酒運転撲滅に向けて対策を強化する中に、市民の信頼を失わせた責任は大きいということで、熊本地裁の判決を変更して、「免職は妥当」としたところでございます。最高裁で、原告のほうから不服があつて最高裁までいったところでございますけれども、最高裁では最終的な処分といたしまして、「免職は認める」と、その代わり退職金の支給につきましては、「労働の対価で免職処分とは別のものである」と、20年以上勤められた方でございますということで、「その勤務の功を無にするほど重大ではない」ということで、退職金は支給しなさいというのが最終的な判決になったと、もうこれが刑が確定したということで報道がなされておりました。今、言いましたように、免職処分を適法とした上で退職金の支給はしなさいという刑が確定したところでございますけれども、判決の善し悪しにつきましては、感想という形でも何も申し上げることはできませんけれども、当初申し上げましたように法を遵守する義務というものを負いました職員としまして、組織の名誉を損ない信用をなくすような違法行為をしないように、自分も律していきたいと思ひますし、職員にもそのような指導を続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永田義昭君） 清田議員。

○2番（清田一敏君） ただいまの課長の答弁にあるとおりだと思います。冒頭、課長は対策の中で、課長会議でありますとか、日ごろの会話の中で意識の徹底に努めていくというようなことを答弁されましたが、やはり、こういった訴訟まで発展するという一番の原因は、酒を飲んだら、うちの町はこういう基準があつて、こういう処分がなされますよというような、そういった意識の共有がしっかり職員の皆さんに浸透できていないから、そういったことも起こるんではないかと思っておりますし、そういったことを徹底させることがコンプライアンスの遵守でありますとか、飲酒運転の未然防止にもつながってくるのではないかと思っております。今一度ここで、「飲んだら絶対乗らない、乗せない」という、そういった覚悟を新たにして、氷川町から1人の違反者も出さないようお願いをいたしたいと思ひます。最後にトップであります町長の見解をお願いいたします。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） ただいま総務課長が申し上げましたとおりでございますが、私どもはですね、法令を遵守する義務があるわけでございますが、その処分の是非を問う前に、そういったことを絶対に起こさない、やらないということが私たちの責務でありますので、そこをしっかりと徹底していきたいというふうに思っております。

○議長（永田義昭君） 清田議員。

○2番（清田一敏君） ありがとうございます。これを持ちまして、3項目の質問すべてを終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（永田義昭君） 以上で、清田議員の一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（永田義昭君） 本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。どうもお疲れでした。

-----○-----

散会 午後0時28分